

保護者様

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

学校における濃厚接触者の確認について

保護者の皆様におかれましては、日々、新型コロナウイルス感染症対策を講じていただき感謝申し上げます。

本感染症については、オミクロン株により、県東部において感染者が増加し、山口県がまん延防止等重点措置地域として指定されております。

本市におきましても、日々の感染者数の急増に伴い保健所業務がひっ迫してきており、下関市保健所においては、重症化リスクが高く、医療のひっ迫につながる医療機関・高齢者・障害者施設に重点を置いて濃厚接触者の確認等の疫学調査等を実施することとなりました。

これに伴いまして、当面の間、保健所は学校における濃厚接触者の確認等を行わないため、今後、児童・生徒、教職員等に陽性確定者が出た場合、以下の下関市保健所の基準に基づき、各学校において濃厚接触者の確認等を行うことといたします。

つきましては、学校から行動歴等調査のためのご連絡をすることがありますので、何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。

<濃厚接触者の判断基準>

- ①陽性確定者の同居者
- ②陽性確定者と遮るものなく1m以内、15分以上、マスクなしで会話

<調査期間>

検査により陽性が確定した日または症状が発症した日を除き、2日前までさかのぼった期間を調査

<濃厚接触者に該当した場合>

- ①学校で行った調査により、濃厚接触者に該当することの連絡が学校よりあります。
- ②原則接触日より10日間の自宅待機が必要となります。
- ③無症状であれば、保健所でのPCR検査は実施しません。ただし、10日間の待機中に発症（風邪の症状）すれば、かかりつけの医療機関を受診するとともに保健所（083-902-2510）に連絡してください。
- ④濃厚接触者に該当した場合は、保健所からも連絡がありますので、その際に不明な点は尋ねてください。（自宅待機の解除日等）ただし連絡に日数を要する場合があります。
- ⑤保健所より説明のあった自宅待機の解除日については、学校へ連絡してください。